

こども誰でも通園制度事業を実施します

在宅で子育てをしている世帯を支援するため、前橋市こども誰でも通園制度事業を実施します。

1 概要

令和8年度から全国の自治体で実施が予定されている「こども誰でも通園制度」の試行的事業について、本市が実施自治体として採択されました。

保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満のこどもを、月10時間を上限に一部の保育関係施設で預かることにより、家族以外の人とのふれあいの中でこどもの成長を応援し、保護者の子育てに対する不安の軽減を図ります。

2 実施期間

6月1日から令和7年3月31日

3 実施施設（令和6年5月22日時点）

公立保育所1カ所、私立保育園1カ所、認定こども園11カ所 計13施設

※詳細については別紙をご覧ください。

4 利用料金

こども一人当たり1時間300円

ただし、利用施設によって給食やおやつを提供がある場合、別途実費が掛かります。

5 利用方法

①こども施設課に申請書提出

②審査後、認定書と利用状況確認票を発行

③実施施設に直接予約し利用

※詳細についてはチラシをご覧ください。

担 当 こども施設課 施設管理係
電 話 027-212-0884（内線：84-1244）